

令和2年度 第4回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和3年1月28日（木）午後2時00分～午後4時03分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

出席者：大山委員、岡村委員、戒能委員、鳶委員、黒崎委員、齋藤桂三委員、坂井委員、佐々木委員、島野委員、杉江委員、鈴木委員、谷本委員、千田委員、津村委員、谷茂岡委員、柚木委員（五十音順）16名出席

事務局：坂井総務部長、藤井人権推進課長、加藤男女平等推進係長、木村人権施策推進係長、男女平等推進係員2名、株式会社グリーンエコ児玉

傍聴者：5名

議 題：

（1）葛飾区男女平等推進計画（第6次）の施策の方向について 資料1

（2）葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめについて 資料2

<事前送付資料>

資料1：葛飾区男女平等推進計画（第6次）体系図（案）

資料1-1：葛飾区男女平等推進計画（第6次）の成果指標（案）

資料2：葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめ（案）

資料3：令和2・3年度葛飾区男女平等推進審議会 開催日程（案）

<当日机上配布資料>

- ・葛飾区男女平等推進計画（第5次）体系図
- ・葛飾区男女平等に関する意識と実態調査報告書
- ・葛飾区男女平等に関する意識と実態調査報告書<概要版>
- ・LOVE CONTROL アタリマエとおかしな関係
- ・パートタイム労働者の人材確保と定着化のポイント ～厳しい状況を乗り越えるために～
- ・ドイツ流に学ぶ、共働き家庭にゆとりをもたらすヒント
- ・オトナのオンナの考える時間
- ・事業所向け情報誌 LooP
- ・こんにちはは人権

1 開 会

2 議 事

(1) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）の施策の方向について

事務局より、資料1、資料1-1について説明

会 長：ありがとうございました。資料1と資料1-1を使いまして、体系図（案）と成果指標ですね。数字ですけども、前回の審議会でご議論いただきまして、ご意見をたくさん頂きました。それに基づいて事務局で修正をした案を今日ご提示いただいたところですが、まず体系図のほうから、文言を含めてですね、目標2、それから目標4あたりの、ご意見いただいたので修正をしたところなんですけど、ご意見をぜひ、お寄せいただければと思います。それから、体系図の一番右側にございますが、施策の方向で、ここからさらに具体策と進んでいきます。今日は、そこまでは行きませんが、大事なところですよ。5年間でどういう方向を向くのかということなので、それも含めて、どういう順序でも結構ですので、ご意見をよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

委 員：体系図の施策の方向性の1から4のこの順番がアウトラインという言い方で、重要な順番ということではないのですよね。前回の時の目標の2-①の仕事と生活の調和の推進、の中の施策の方向の1から4の順番と、今回の同じ目標2-①のワーク・ライフ・バランスの推進の1から4の順番が変わってしまっていて、仕事と子育て・介護等の両立支援というのが2に上がってきて順番が入れ替わっているんで、このあたりは、どうして番号が変わったかというのが一つの質問です。それから、もう一つは、同じように目標4の1の多様性の尊重というところの、施策の方向（2）の中に「互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくり」とありますが、前回までの体系図では、「多様な生き方」となっていたんですが、この生き方というのはこの中にすべて含まれているということではいいのかという、この二つの質問です。お願いします。

会 長：目標2の施策の方向の2点挙げられていますが、その順序が変わったことが何か意味があるのか。施策の重点、プライオリティをつけられているのかという点と、目標4なんですけど、前回までの資料だと、多様な生き方という文言があるわけですが、それが入っていないのは、どういう意味があるのかってご質問でございました。どうぞ。

事務局：まず、目標2の課題2-①の施策の方向性の括弧番号の順番についてでございますが、こちらは、改めて現在の状況を踏まえて順番は組み換えております。ご本人にとって、どのようなアプローチをしていくのかということで、ご本人のワーク・ライフ・バランスの実現、そして、そのために、どういう両立支援をしていくのか。(3)は、事業主への支援と、また(4)については、女性の職業生活継続のための支援ということで、そういった考えで順番は改めて整理をしたところでございます。目標4番の多様性の尊重のところですが、今回(2)で互いの個性や違いを認め合う人権尊重ということで、多様な生き方という部分は抜けておりますけれども、多様性につきましては、性別、年齢、それから国籍、障害のあるなし、い

ろんなもの含めてございますので、そういったことで生き方という書き方から、人はそれぞれ違うんだというところを打ち出すために、このような表現にしているものでございます。よろしいでしょうか。

委員：そうしますと、この番号の（１）から（４）の番号の振り方というのは、重要な順番に１からとっているというような解釈でよろしいですか。

会長：必ずしもそうではないと思うのですよね。最初のワーク・ライフ・バランスは、全体的な施策の目標みたいなもので、その中で、個人の生活というところに着目して、仕事と子育てとか家事とかそういうものが全部入るんでしょうけども、両立支援が来て、そして３と４は、それをバックアップするような環境整備と言いましょか、そういう位置付けかなと私は理解したんですが。

事務局：そのとおりです。

会長：重要度がランク付けしてあるわけではなく、みんな重要なわけですよね。だから、そういう考え方の筋道が分かるといいかなと思います。

事務局：この順番につきましては、前回の審議会で、まず自分自身を大切にするというところで、どういった取り組み、どういった支援をできるか、そういうところで、もう一度順番の入れ替え等整理をしてこのような並びにしたものでございます。

会長：そこが、やっぱり説明できないと政策ですから、説明できないと、区民の方にもご理解十分にいただけないのでは。それは中間まとめの文章にも関わってくるかなと思います。

委員：重要な順番ではないということでしたけども、本人のことがまずあって、それから、バックアップするっていうのが、どちらかという順番で言うと下のほうに来るといような感じの説明だったのかもしれないです。そうすると、３－①の、あらゆる暴力の根絶の（１）から（４）の順番の付け方に、私としては疑問が生じてしまうのですが。このあたりが先ほど会長がおっしゃったように、ちょっと私たちが見ても分かりやすい順番、こういう理由での順番があるというのが分かれば納得がいくので、どの順番がいいってことではないんですけど、この順番の付け方がちょっと分かりにくいです。

会長：ご意見として、これは大事なことで、施策の体系を示すわけですからこれを読んで、区民だけではなくて行政の方がどのように基づいて施策を展開していくのかという点でも、大事なご指摘だったと思いますので、目標２の施策の方向というところで、こういうまとめ方でいいのか、違う考え方として、もしございましたら皆さんから、ご意見ご質問どちらでも結構ですので、お出しいただければと思うんですけど

委員：事務局が作成していただいた、この方向でよろしいかなと思います。(1)ワーク・ライフ・バランスの実現というのは、先ほどお話あったとおり、全体にかかるものだと思いますし、個人の仕事、生活をまずは第一に考えるとすると、子育て、介護、両立ってありますけども、ダブルケアが増えているということは、そこに自分自身、あるいは配偶者も含めたトリプルケアも増えていく、そういう個人に対して、区として力を入れていくということで考えていくと、2番目でいいのかなと考えます。3、4は先ほどお話あったとおり、それを含めた社会の環境、職場の環境に向けた支援、環境づくりになると思いますので、この案で、私はよろしいと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。少し置いといて、目標4ですね。多様性のところで、前は施策の方向は一つで、多様な性、多様な生き方を認める、人権尊重の意識がカギとまとめていましたけども、二つに分けて、性の多様性が1番。それから2番目が人権尊重というキーワードを中心に、個性や違いを認め合うってということで、その中に生き方も含めているのだということなんですが、これは、もう少し人権尊重のところを説明されたほうがよろしいんじゃないですか。

事務局：目標4の多様な生き方、この表現から、互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくり、と表記を変更した理由につきましては、先ほど申しあげましたとおり、多様性については、性別、年齢、国籍そして、さまざまな人それぞれの違い、男女平等も言ってみれば多様性の一つなのかなと考えておりますが、そういった広い意味での多様性ということで、このような表現にさせていただいております。また、令和2年の3月に葛飾区で人権施策の指針の改定を行ったところでございますが、同じ「互いの個性や違いを認め合う」と、この言葉を使わせていただいているので、その整合性も少しとらせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

会長：人権尊重のところは区の施策との整合性ということでした。例えば、修正案なんですけども、施策の方向の目標4の(2)ですが、区の文章とは少し異なってきますが、「互いの個性や生き方」というのを入れるってことは可能ですか。思いつきで申し訳ないです。個性、生き方の違いを認め合うとかですね、そういうことも一つ入れると、確かに、外国籍であるとか、障害があるとかいろいろあるんですけども、例えば、ずっと前からこの審議会を出てる事実婚の問題とかもそれこそ価値観で生き方が変わってくるというようなことも含めて、施策を展開してほしいというのが、前々回ぐらいに議会のご意見として出ていて、そういうことも尊重するというような施策の方向というのは、いかがでしょうか。

事務局：多様な生き方ですが、事務局で検討していたときには、目標2の希望するライフスタイル、これが多様な生き方と少し重複してしまうのではということもございましたので、人権施策推進指針の言葉と整合性をとらせていただいたところでございますが、皆さまのほうで、どちらがいいかということで審議していただければと思います。

会 長：目標2は、ワーク・ライフ・バランスのことですので、これも生き方と言えば生き方なんですけども、職業生活と個人の生活、あるいは社会生活のバランスということで、まさに目標4は、人権の問題として価値観に基づく生き方の選択が違えども、それぞれの人権の尊重ということなんですよというメッセージとして捉えることはできるのではないかなと思いました。皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。いかがですか。

委 員：質問と意見が一つずつございます。資料1-1の成果指標（案）のところで申し上げます。まず一つ目は、目標値についてです。現状値と計画期間中の目標値が記載されていますけれども、この目標値はどのようにして決めていらっしゃるのでしょうか。達成できそうな目標を自分たちで決めているようにちょっと見えるような。例えば一番上の目標1の1だと、現状値が33.8で5年たっても35.5っていうのは、もちろん母体とかいろんな背景があると思いますが、区民からすると、あまり変わらないんじゃないの、という印象があります。先進的な地域や国の目標か何か参考にしているのでしたら、それを教えていただきたいですし、区としては、チャレンジングな目標を立てることも、課題によっては必要かと思います。もう一つは、目標3の指標が1、2ともにDVとかセクハラ被害者が「相談したことがある」の回答割合ですけれども、どこに相談したことがあるのかなど。知人に相談したのと葛飾区に相談したのではまた違うので、実際にはどちらなのかなと思ったんですが、まず認知度を指標の一つ入れたほうがいいのではないかと考えています。DVやセクハラ被害者が、相談窓口や団体が葛飾区にあることを知っているという認知度をとって、それについての目標を立てていく。つまり、相談窓口があるということを知らしめる。次の段階として、実際にそこに相談したことがある、という割合をとっていけば、施策が、認知度では効いた、でも相談までは行っていない。逆に両方とも効いているとか、より次のステップに踏み込みやすいのではないかと思います。以上です。

会 長：ありがとうございます。資料1-1のほうの話だったわけですが、現状値と目標値が設定されていて、ただ、審議会における女性委員の割合が空欄ですが。

事務局：はい。まだ空欄で、年度末に全庁に調査をして、設定はまた改めてさせていただきます。

会 長：ということですが、目標値の設定の基準は何かという、何をもってこういう目標値になったかっていう点と、少し遠慮がちといいたいでしょうか。5年の目標ですから、もう少しチャレンジングに進めてもいいんじゃないかということと、目標3の安心・安全のところ、まず相談窓口を知っているかという認知度を聞いて、その回答割合。これはアンケートにあるわけですか。

事務局：はい、ございます。

会 長：それを現状値はどのくらいで、目標値はどうするということですね。それから、確かに相談でも非常に幅広いので、そこを公的機関に相談したことがあるかですね、明確に書いたほうがいいのではないかと。知人とか友人に打ち明けたとか、そういうレベルではないというこ

とを、書いたほうがいいんじゃないか、そういうご意見ですが、まず目標値をどうやって定めているのかというご質問ありましたが、いかがでしょうか。

事務局：では資料1-1の成果指標（案）の目標値についてでございますが、こちらの目標値の設定については、前回調査からの伸び率やそういったもので設定させていただいております。控えめなというお話でしたが、確かに前回と同程度の伸びということで、目標を1-1については35.5%以上、前回よりも落ち込まないようにという数値に設定させていただいてるので、こちらの部分については、もう少し区として成果が得られるような目標値に設定を一度検討させていただくということで持ち帰らせていただければと思います。目標3の「相談したことがある」につきましては、こちら、行政のみならず、知人や誰かに自分の不安や悩みを打ち明けられる、そういった環境が整っているという指標になるだろうということで、今回これを指標に置かせていただいたところでございますが、委員から頂いた、どこに行ったとか、場所が分からない、もう一度この部分につきましても今日は成果指標（案）については、確定していただかなくても大丈夫なものですので、また改めて、皆さまに提案させていただいて、審議していただければと思いますので、今日は持ち帰りさせていただきたいと思います。

会長：いかがですか。ご意見いただいたので、それを事務局側で再検討して、再提案をするということです。資料1-1の成果指標で、そういう点で、ご指摘、ご質問ございませんでしょうか。大丈夫ですか。それから、資料1に戻りまして体系図ですが、目標4（2）もまだ、今後も検討する余地があるということではあります、委員から論理的に説明、施策の方向、順番を説明できるのかと、目標3については、具体的に何かそこでご意見あったらどうぞ。

委員：3-①の施策の順番で、相談体制の充実が（2）に来る、その理由が分かりにくいなと思いました。私たちは会議に参加しているので、このような経緯があつてこの順番に決まったというのが納得がいくんですが、知らない人が見たときに、どうしてこういう順番なのだろうであるとか、1から重要な順番で決まっているのかなというふうに思われてしまうのではないかなと思いました。この順番に不満があるというわけではないんですけども、分かりにくいなということで、皆さんのご意見を聞いてみたいと思います。あと、体系図の中で、以前の体系図の中では、目標3-①のあらゆる暴力の根絶の中、⑤メディアリテラシーの向上という施策がありましたが、今回の施策の中には、それが無くなっていますが、どういう経緯で無くしたのか教えてください。よろしくをお願いします。

事務局：メディアリテラシーにつきましては、前回は、あらゆる暴力の根絶の中で施策の方向5として、人権尊重とメディアリテラシーの向上ということで、入れさせていただいたところでございます。前回は暴力に関することと、人権尊重の部分については、一つの目標として5次計画では取り組んでいたところでございます。今回、人権尊重と暴力への対応については、目標を別にしたことで、メディアリテラシーの対応につきましては、（2）の互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくりの中で、事業の展開にしていこうと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

会 長：メディアリテラシーは目標3から目標4に移ったということですね。暴力の問題だけではなくということですね。というご説明ですが、いかがですか。何かご質問ございませんか。具体的にどのように位置付けられてるかというのは中間まとめの、後からご説明をいただければと思うんですね。その中に、メディアリテラシーがどういうかたちで入ってるかっていうことが、ご説明いただけたほうが良いと思うんですが。

事務局：メディアリテラシーの向上につきましては、施策の方向として、一つの項目ではなく、人権尊重の意識づくりの中の計画事業として取り組んでいこうと思っておりますので、今回この体系図では、そういった意味から載せてはいないです。

会 長：具体的な事業がどういう事業が、これから計画されるのかっていうことと関わってきますが、重要ですよ。特に、若年の方々とか、子どもの教育において、特にコロナ禍で大きく変わっていったいて、その中で、今日も朝刊にデジタル性暴力なんてことが出てきて、非常に小さい子どもも巻き込まれていくと。そこでどのようにメディアと付き合いしていくかっていうか、必ずしもプラスの面だけではないわけですから、そういう意味では、これからますます重要になってくるであろうと、それを、今回は中間まとめにそういう文言は入ってないんですが、少し入れていたほうが、やはりコロナ禍の社会で、これからどう変わっていくか、もう既に変わっているわけで、今後5年間を見通すわけですから、メディアリテラシーというのは、非常に重要だなと考えておりますので、また議論をしたいと思えます。暴力のところからメディアリテラシーが外れて、もう少し一般化して人権尊重のところから事業として計画をするとご説明がございました。他にございませんでしょうか。どうぞ。

委 員：体系図の目標2の2-①ワーク・ライフ・バランスの推進の下に、仕事と生活の調和というのが書かれて、これはいいとは思いますが。施策の方向性にもワーク・ライフ・バランスの実現っていうのは書かれているんですけども、資料の2の20ページを読んでいくと、このワーク・ライフ・バランスがワーク・ファミリー・バランスになってるような気がします。四角の下の、職場や家庭というところになると、これはファミリーになってしまうので、これはワーク・ライフではなくて、ワーク・ファミリーではないかなと思うんです。書いてある内容のこのあたりはどうなのかなというのが、聞きたいと思って質問させていただきました。

会 長：体系図に戻りますが、仕事と生活全般で、さまざまな生活があるわけで、その調和という意味で、ワーク・ライフ・バランスという施策目標があるんだとすれば、ファミリー、家庭生活ですよ。生活の一部である家庭生活に少し特化しているのではないかという意見ですね。もう少し人間の生活は家庭だけではないわけで、そういうそのところが、20ページに、中間まとめの文章については、さらにご審議いただくんですが、それが施策の方向にも出ていないかというご趣旨かなとお聞きいたしました。そのへんの考え方は事務局としては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。あるいは皆さんのご意見ですね。ちょっとご発言をしていただきたいと思います。

委員：家族とか家庭、生活をどのように定義づけるのかという問題とも関わってくると思うんですけどもワーク・ファミリー・ライフというような言い方にしてしまうと、やはり、そのファミリーは誰か、もちろんシングルを、高齢者だとか、単身者だとか、シングルでも当然ある意味ファミリーというか家庭生活営んでることだと思うんですけど、広くカバーするために、ワーク・ライフ・バランスというような非常に大きな広範な意味を持たせるような言い方をしてるのかなと思います。

会長：そうすると、あまり家庭生活、家族っていうのに特化して、家族生活と職業生活の両立というふうに理解されないようにという工夫も必要ではないか、一番身近なところに一番大事なところではあるんですけども、そういうご意見かと思いました。今の点で、この体系図では、仕事と生活の調和っていうことになっていて、もし検討するとしたら（２）のところですかね、施策の方向の仕事と子育て・介護等と書いてあるんですけど、そこが一番ポイントになっていて、調査結果を見ても、やはり行政に支援をしてほしいと、男女共同参画の観点から支援をしてほしいっていう点は、子育て・介護というのが上位に来てますよね。ですから、そういう意味では、重点的ということで施策の方向にそれを抽出していくというのはあると思うんですが、ただ、この中間まとめの文章に必要なと思います。事務局に再検討していただく点が幾つかございます。次回までに、再提案をしていただければというふうに思います。事務局どうぞ。

事務局：本日この体系図については、確定をさせていただきたいと思っておりますので、多様性の尊重のところの、違いを生き方にするか、皆さまで審議していただければと思います。あと、施策の方向性の目標２の（１）から（４）の並び、ここの部分についてもご意見をいただければと思います。

委員：やはり、この目標を１から４に分けたわけですから、それに沿いながら、細かいことは、これからも議題になると思います。この前のことが前回よりは細かく分類してあります。この目標がこれでいいかどうかはこれからやっていく中で決めたほうがいいと思います。

会長：ありがとうございます。ただ、施策の方向を含めて、この体系図自体は、今日確定をしたい。っていうのは、議会かなにかにご報告なさるということですか

事務局：はい。中間まとめにも、この体系図を付けて３月に区議会へご報告させていただく予定です。

会長：それで、議会のご意見を伺うということになるんでしょうかね。

事務局：はい。審議会で第６次の計画の体系図について、このように審議をして決定いただいたということを報告させていただきます。

会長：まだやり取りの機会はあるわけですけども、今後の具体的な施策を出していくためには、ここで枠組は設定を確定したいという、そういう事務局側のご要望でありました。それで二つ

あるんですが、一つは、目標2のワーク・ライフ・バランスの推進の、施策の方向の(1)から(4)。ここはご提案どおりで進めてよろしいでしょうか。ただし、どうしてこういう並びになっているのかを、一番大事なのは、区民の方にご説明するということですよ。恣意的に並べてるわけでもなんでもないわけですから、それが分かるような、ちょっと今日大変かと思えますけど、中間まとめの文案が関わってくると思います。それから、目標4の(2)ですが、これはご意見をぜひ。多様な生き方という文言が無くなり、互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくりと。これは、葛飾区の人権何ておっしゃいました。

事務局：人権施策推進指針でございます。

会長：人権施策推進指針との整合性ということで、やっぱりずっと葛飾区の施策ですので、そういう観点から一つにまとめたんだけど、生き方っていうのを生かしていったほうがいいんじゃないかっていう、これは提案をしたわけなんですけど、もっと別のご提案とか考えとかありましたら、ぜひ、ご提案いただければと思うんですが、いかがですか。それからもう1点は、メディアについても暴力、性暴力など、DVなどの問題に限らず、目標4の人権尊重の中に入れていくということでありました。ただし、これも具体的な事業として後から出てくるのではなくて、きちんと中間まとめの中に入れて込んでいたほうがいいだろうという意見を、先ほど申し上げたわけですが、どうでしょうか。

委員：目標4の施策ですけれども、先ほど会長がご提案された(2)ですけれども、互いの個性や違い、違いではなくて、違いついていうのはもう人間一人一人みんな違うのは当たり前なんで、その部分を多様な生き方、互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり。ちょっと長くなりますけれども、よろしいかなと私は思います。

会長：ありがとうございます。そうですね。違いというのは当然のことであって、その違いを認め合うということを含めて、多様な生き方ということで、そこで入れていくというご提案がございましたが、いかがでしょうか。どうぞ。

委員：今の委員と内容としては一緒なんですけれども、人権施策の中と整合性をとったっていうのも、一つ理由としてはあると思いますが、男女平等推進条例、一番左側の基本理念にある(1)下に、多様な生き方の選択を保障されることという文言もございますので、人権施策推進指針もそうですけど、こちらの基本理念にのっとってあれば、この目標4の(2)互いの個性やとか、個性や多様な生き方という書き方でいいと思います。

会長：ありがとうございます。基本理念を生かすっていうことですね。基本理念を生かしながら区の人権施策推進指針とも整合性を図っていくと。やっぱり男女平等参画の場合に、生き方っていうのが非常に重要なポイントになっていくと思いますので、説得力のある、今のご説明、お二人のご提案とご説明でいかがかなと思うんですが。よろしいですか。文言を変えるのは、今の目標4の、施策の方向の(2)いうところだけですね。「互いの個性や多様な生き方を認め合う・・・」と修正して、議会にも報告をしていただければと思います。それでは、ち

よっと時間が押しておりますが、次の議題に移っていきたいと思いますけれど、よろしゅうございますでしょうか。それと成果指標のところは、委員の方からの宿題ということで再度ご検討。もう少し頑張るというところもあってもいいんじゃないかという意見でした。それでは、次の議題に移ります。議題2、葛飾区男女平等推進計画第6次中間のまとめについて、資料2をお使いいただきご説明よろしくお願ひいたします

(2) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）中間のまとめについて

事務局より、資料2について説明

会 長：ありがとうございます。あまり時間がないのですが、一番中心になる目標1から目標4、それから体制のところまでの課題と施策の方向性ですよね。体系図に基づいて、どういう課題があつて、その課題を解決するために5年間こういう施策の方向性をもって取り組んでいきます、ということが文章化されています。それのご検討と、これも今日ある程度、中間まとめとして、まとめる必要があるわけですよね。

事務局：はい。よろしくお願ひいたします。

会 長：それともう1点、非常に大事な点ですが、最後の体系図の中に書き込むわけですよね、重点課題。課題が幾つもありますが、その中で、2-②と3-①と4-①、その3点を第6次計画の重点課題にしていくというご提案ありましたので、その点についてのご意見を伺いたいと思います。これも、どこからでも結構です。重点課題の三つ、これでいいかというのと、それから、内容ですね。特に課題と施策の方向性について、こういう言い方でいいのかとかですね、これを付け加えたほうがいいんじゃないかというようなことがございましたら、どうぞご意見をいただければというふうに思います。それと、もうすでに申し上げた点は、メディアリテラシーのことを書き加えてほしいということと、それから、ワーク・ライフ・バランスで家庭生活だけではなく、より豊かな生活というか地域生活とかですね、社会生活と、ひと言で言うんでしょうか、そういう文言も文章の中に入れてほしいということですね。

委 員：重点課題のところから、お伺いしたいと思っているんですけども、この三つ挙げていただく重点課題を選ぶ基準、どういう判断でこの重点課題と位置付けられたのか説明していただけますでしょうか。

事務局：重点課題の位置付けでございます。まず2-②男性の家庭生活への意識啓発と参画支援につきましては、5次の計画では、施策の方向の一つとして取り組んでいたものでございます。ただ、意識と実態調査の結果、こちらの意識啓発、参画支援については、より進めていかなければならないということで、今回6次では課題になったことで、重点課題であると事務局で捉えたものでございます。そして、3-①あらゆる暴力の根絶でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあるかと思いますが、相談件数は増加をしております。また、性犯罪、性暴力の方針も出ておりますので、そういった意味でも、6次の計画では、引き続ききちんと取り組んでいかなければならない課題であると考えてお

ります。そして、4-①多様性の尊重につきましては、区の新基本計画のところでも、人権・多様性の尊重ということで、一つ多様性という言葉が区としてはキーワードとなっております。そして、(1)性の多様性への理解促進のところに、支援という言葉も追加させていただいたところがございますので、6次計画では、多様性の尊重については、きちんと対応していきたいと考え、以上三つについて重点課題として提案をさせていただいたところがございます。お願いいたします。

委員：重点課題は幾つまでとか数に制限があるとか、そういうことはあるんでしょうか。

事務局：数の制限は特にございません。6次計画の違いが、そのまま重点であると事務局では捉えているだけです。

会長：委員から何かご提案ございますか。これを重点課題三つ、プラスもう一つあるとか、そういうご提案がもしあったらどうぞ。

委員：特にといい感じではあるんですけども、ただ、このコロナの影響の広がる大きさとかいろいろなことを考えると、例えば、生活困難というようなところも、ひょっとしたら入ってくるのかなと思いました。

会長：そうですね。今回のコロナ禍の影響の特徴は、女性に著しい影響与えていることがありますよね。それが1年かけて解決するとは、とても思えないので、少し中期的に貧困とかそういう問題も、家族問題にも多分関わってくると思うので。ただ、課題には、なかなか見えにくいところなんですよね。表には出てきてない。だから、それも一つコロナ禍っていうと、どう組み込んでいっていかけてこともまとめの課題だと思います。今日まとまらなくて、議会には報告できないかもしれませんが、でも、そういう願意と言いましょか、そういう問題意識もぜひ審議会の中から出ているということは、ご報告を議会にさせていただきたいと思うんですよね。多分、短期的な問題では済まないと思いますので。他に、ご意見どうぞ。

委員：先ほど、ご説明いただいた成果指標の中の目標値との関係があると私はいいと思ったんですけども、その目標値を達成するように、施策としては、こういうことをやっていくっていう記述を今回入れていただくのは難しいんでしょうかね。その点をちょっと伺いたいなと思いました。

会長：目標値のテーマを重点課題とリンクさせていったほうがいいのではないかと。重点的にこれに取り組みますと、ついては現状がこうだから5年後にはこういう成果をとというようなのが、ちょっといいのではないかと。

事務局：成果指標については、本日確定していただくものではないので、ご意見いただいたものを改めて事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

会 長：重点課題については、委員、ご意見いかがですか。

委 員：ちょっと弱いかないと思ったのは、暴力の根絶のところ、周知の課題などについてご指摘があったと思うんですけども、そのあたりが、本文であまり触れられてないかと思いました。

会 長：そのへんも、大変ご苦勞ですけども、整合性を持たせていかないといけないと思います、重点課題は、ご提案の三つでよろしいですか。一つは、コロナ禍の課題っていうのが、全体としては抜けている点が気になることと、それから、もう一つ、男女共同参画社会になってないっていうような意見のほうが多かったわけですよ。特に、官公も含めてね。あとは地域社会っていうのが、きっとキーワードになるんだと思うんですが、そういうところで、ご指摘いただいた三つは、とても重要で欠かせないと思うんですが、改めて男女共同参画の推進とか、そういうことを掲げなくても、国もご存じのとおりで、目標達成できなかったんでしょ。それで、葛飾区においても、意識においてもですね、それから、実際に身近なところで達成できていませんよというのが、実は大きいわけですよ。人々の意識は、そう簡単には変わらないというところがあり、でも、それから、ちょっとそのあたり審議会の委員とか議員の数の問題もあることも同時にという、もう少し変えていくところもあるのかなとは思いますが、それは、あまり重点が全部になったら困るので、そういうことも少し意識していただければと思います。それでは、重点課題のとも含めて本文の内容について、ご意見いただきたいと思います。目標1から目標4。それから推進体制ですね。これも重要だと思います。ここのセンターのことも、ずっといわれてきてるなかで、どうも参加ががんばしくないとかですね、関心を持ってもらえないとか、そういう課題も持っておりますが、主には、目標1から目標4について、課題と施策の方向性というのが、それぞれのページに文章化されておりますので、そこでお気づきになった点がございましたらご指摘を頂ければと思います。いかがでございましょうか。

委 員：私は、目標はいいんですけども、その目標の2と3。3の中で、環境の整備という言葉が使われているんですけど、この環境整備を、もうちょっと、あるような気がします。今ここですぐ言えないんですが、また次回までに機会があれば、やはり、考えていく必要があるんじゃないかと思いました。多様性の尊重にも入るかもしれませんが、特に、自分自身を大切にしながらライフスタイルを選択できるよう支援しますと書き、そして目標3として、これは暴力の環境が主に入っていますけれども、誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備しますということも言っていく。幅広い問題をとらえてる割に、環境の整備のことが小さくなってると思います。

会 長：あとは生活困難も含めてみるわけです。

委 員：この環境整備のことも、もうちょっと言葉が欲しい気がします。

会 長：次のステップと言いましょか、具体的な施策を考える際に、もう少し踏み込んで、5年間ですから、いったほうがいいのではないかということです。施策の方向に基づきながらも、

今までとどう違うだろうかっていうのがありますよね。踏み込んでいく必要があるだろうという、そういう感じかなと伺いました。他にはございませんでしょうか。議会で議員さんたちに読んでもらって、ご意見を頂くということですので、この審議会としての意見を、今日はたくさんお出しただいたほうがいいかなと思いますので、どうぞ、どういう点でも結構です。例えば、21 ページで委員が言ってくださった、安全・安心の暮らしのところ、これは3-②の課題の問題っていうのは、まさに、現在、大きな課題になっていて、これからも、どういう方向に行くか非常に不確実なところで、男女問わずだけでも、特に女性に偏りが生じていて、一つは、非正規ってこともあるし、それから、サービス業に従事しているってこともあるし、そういうところで非常に不安定な生活ですね、生活困窮に陥りやすいってことがあって、そこからさらに、ちょっとこの文章には出てこないんですが、自殺率のご存じのように高いわけですね。若年の女性の自殺率も男性より高いわけですよ。そういう意味では、安全・安心ではないということになりますし、一般的に書いてあって大変分かりやすいと思うんですが、コロナ禍のこの体験は欠かせないんじゃないかなと思うんですよ、これからの5年計画は。ちょっと付け加えて、例えば、21 ページの最後に、生活環境が困難に陥りやすいと。だからそれが今、コロナ禍では、こういう女性に集中していますとか、そういうような文言を一つ入れて、今後の大きな課題ですという、今すぐ動かなければならない課題でもあるんですけども、そういう問題意識を出したほうが、これから5年の計画としては、生きたものになるんじゃないかなと、区民の生活に寄り添ったものになるんじゃないかなという感じはします。他にございませんでしょうか。どうですか。どうぞ。

委員：目標1の政策方針決定過程への女性の参画の拡大とありますよね。この項目はいいんですけど、私もいろんなところに顔出してほんとに女性が参加してくれないのですよ。だから、これをもっと成果のためにもっときつい言葉がないのか、それとも参加指標があるのか、ちょっといい言葉ないかっていうふうに、伺いたいんですけどね。確かに拡大は考えられるんですよ。でも、私の今携わるとこは、町会なんですけど、町会も呼び掛けても参加してくれない。防災の件もあるんですけど、やっぱり男女平等も確かに平等なんですけれど、その動きがあるんですよ、その一人ときたらあれがあるわけですよ。そういうなんも、あくまでも平等も大事ですけど、そういうところもやっぱりやってかないと、やっぱり女性の人のだんだん負担かかっちゃうような気がするんですよ。職場もそうです。やらなくちゃいけないという。あれ警察、消防なんてやらない仕事やってる。こういう平等のなかで、これ見ると、平等じゃなくて、女性のほうに負担かかってくるような気がするんですよ、これ。私の誤解かもしれませんが。だから、やっぱりそういうものもちょっと分けながら、要するに、参加しにいくような、うまい言葉があったら出してもらいたいなと思うんで、よろしく願いします。以上です

会長：ありがとうございました。ご意見として伺っていきたいと思います。ただ、呼び掛けても、なかなか女性が積極的に参加しないという伝統は変えていく必要があって、それがどういうところに要因があるのかっていうことも、考えなければいけないっていう貴重なご意見などは思いました。他にどうぞ。

- 委員：目標の3のDV被害者の件ですが、相談のハードルを下げるためにも、相談に関しての区民の認知度の目標値を、掲げていただきたいと思いました。現状値が高ければいいというものではないんですけれど、認知度がどの程度まで区民の方に行き渡ってるかっていうのが重要ではないかなというのを感じました。
- 会長：窓口を皆さん知ってるのか、ちゃんと情報が伝わってるのかっていうこともやらないと。
- 委員：一番、認知度がなければ相談しようもない。周りの方も、こういうところに行かれたらどうですかというアドバイスもできないからということです。
- 委員：DV被害者が相談したことがあるとか、セクハラに対しての相談したことがあるということなんですけれども、こういう聞き方で固まっているのですかね。結局、被害者だとしても、相談をしたいと思うかどうかってところがあるので、環境整備ということであれば、相談というのが、あるのを知ってるかっていうことと、自分がしたいと思ったときに、できたかってことかだと思うんですよね。別に相談しなきゃいけないわけではなくて、いろんなチャンネルから、解決の方向を知れば相談しなくても済むこともあるので、相談するというチャンネルがあるということは知っているということと、自分がしたいと思ったときに、できたかということが一番必要なんじゃないかと思います。その辺りのところは、ちょっとこれは指標として、これ出すのが難しいですね。
- 会長：そういう相談の場があるということの認識ということについては、今より増やしていきたいとは、委員からご意見があったように、それは聞けると思うんですが、相談したいと思ったときに相談できたかっての、どのように聞けばいいですかね。
- 委員：難しいですかね。相談したことがあるってということがイコール、それだけでいいのかっていうのが。知ってるかどうかってところが、すごく重要だと思うので。
- 会長：相談したことがあるというのも答えにくい。相談のハードルというのは現状では、とても高いので。相談したことがあるってのが何割になりましたから、じゃ、そのことがどういう意味を持つのかっていうのは、結構難しい。今おっしゃったように、現実的に考えると、ほんとに相談のハードルが高すぎるので、もっと相談しやすくていうか広めていくためには、やはり、あるってということと、どこにあるっていうことを知ってもらってということ。相談していいんだよっていうメッセージ。
- 委員：巻き込まれた方は、こういう指標を見ても33%とか36%とかを見ても納得すると思うんですけど、ぱっと見、よく知らない方は、相談したことがある人が、これしかないっていうふうに思っちゃうのかなとか、だから、そこは伝え方の問題なのかなとか。相談しなければ解決しないって話でもないという、こういう機会があるかってことがすごく必要でかなという。

会長：むしろ、相談したことがあるかどうかを聞くよりも、相談の窓口があることを知っているかとかですね、どこにあるかってことを知っているかとか、そういうことを聞いたほうが、意識への働き掛けとしては有効なのかな。ただ、データを取るだけではないですからね、こういうことはなかなか当事者っていうか、あるいはその周辺にいたり、相談員をしたりとかしてないと、そのへんの困難さっていうのは、一般的には分かりにくいところですよ。どうして相談しないの？って言っちゃうわけだから。

委員：したことがあるっていうことが、そんなに半分以上じゃなくても、別にそれが問題でないということが伝わればいいのかと思うんですけど、だから、高ければ高いほど、もちろんいいんですけど、相談しなきゃいけないというわけでは。

会長：ほんとに相談したいとか、誰かに聞いてほしいとか、なんとか解決を援助してほしいと思ったときに、その道がちゃんと用意されていること、体制がきちんとあるということはどういうふうか。

委員：目標4の1の多様性の尊重というところが重点項目ということで、例えば、資料2の22ページに、目標4のところ課題と施策の方向性を書いてあるんですけども、重点というほどの内容がそんなにあるのかなというのが正直なところ。例えば、それがパートナーシップ制度、例えば、今男性男性のペアであるとか、女性女性のペアはもちろん、トランスジェンダーなどいろいろあると思うんですが、そういったところを認めていく、精神的に楽になるという内容であれば、なるほどと思います。今ですと、多様性の尊重というすごく普遍的な言い方で、みんな、あ、そうだよねと言いやすいですが、実際になると、目標としてはすごく、総論はオッケーだけど各論は何やるんですかみたいところが、ちょっと自分としてはあります。コロナ禍で生活上困難な状況を解消するところが、重点項目だと、同じように思いますので、多様性を重点項目に入れるのかということについて、私は否定したいです。以上です。

会長：ありがとうございました。多様性の尊重というところは、国際的なSDGsの目標に掲げてあって、自治体の行政としては、きちんと取り組みたいというそういう意思の表れかと思うんですが、しかし、全般と見て、少し一般論、大変難しいことを申し上げて恐縮なんですけど、一般論なんです。葛飾区として施策の方向性、やっぱり5年何を目指すのかっていうところが、ちょっとクリアではない。時間的な問題も大変かと思うんですが、内容ですよ。そこをもう少し打ち出して、目標ですからね。これは必ずしも実現するとは限らないけども、もうちょっと意欲が分かるように出ていると、重点課題ですよと言ったときに、説得力があるのかと思います。ただ、パートナーシップ条例の制定っていう具体的なところまでは、まだ言えないので、しかし、そういう方向へ、なんか一歩踏み出すのかっていうような考えがあると、表現されているといいかなと思っています。どうぞ。

委員：重点とおっしゃるなかでは、多様性の尊重よりは、生活上困難な家庭、葛飾区もかなり今たくさんいます。仕事のなくなった人、勤めている会社のまだ席はあるんだけど、この期間、

自分で仕事探してこいと言われて、もう路頭に迷ってる家族もいますし、昨年から続いていて、今年いっぱい終わるとかそういう問題ではなくて、先ほど会長も言われたように、もう少し長く、この5年かけて豊かな生活を取り戻す家庭が増えたかということを指標にされたほうがよろしいかなと思います。ただ、話変わりますが、日本経済新聞社が「日経グローバル」で最近発表されたSDGs 葛飾版、全国の自治体八百幾つかの中から、全国で3位になったという。東京では、多分1位だと思うんですけども、このSDGs 先進度の調査結果が最近出て、葛飾区が第3位ということで、つまり、この目標1から4まで全部含まれている項目であると思うんですね。17の目標があって、このジェンダー平等も含めて、困難家庭の解消も含めて、さまざまな目標の中で、かなりの部分がいい結果が出て全国で第3位という調査結果が出たという、2、3日前の情報があったんですけども。そういう部分も含めて、私は重点策、目標を生活困難なほうに変えたほうがいいかなと私、個人的にはそう思います。またその葛飾版の全国で第3位だったという、詳しくはまだ知らないんですけど、後ほど教えていただければと思います。

会長：それはネット記事ですか。それとも誌面に載ってましたか。

委員：日本経済新聞社が「日経グローバル」。そこに出てる文章なんかも、文言を1から4の中に反映できるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

会長：はい。ありがとうございます。ちょっと時間が迫ってきたので、今の点なんですけど、やはりコロナ禍っていうのは、意識したほうがいいかなっていうふうに思いますので重点に加えて4点っていうことで、3-②ですが。これは、やはり男女共同参画の問題だっていう捉え方を、是非していただきたいんですよね。今までのツケが回ってきてるわけですから、いかに男女平等じゃない社会で、しわ寄せが女性に偏り、弱い部分にどんどんいってるわけですね。ですから区としても、区としてやれることは限界があるかもしれませんが、重点的に取り組んでいくんだということを、私は示していただければいいなと思っております。文章も、これも今日中にやらないといけないんですかね。

事務局：そうですね。中間のまとめの文章についても、今日頂きたいと思うんですが、中身の文章については2点、委員から、ライフスタイルの選択のところ、少しファミリー的なニュアンスが強いというお話を頂いております。そちらは、課題の中でワーク・ライフ・バランスと下の家庭生活への意識啓発、この部分が混在した文章になっているのは確かでございますので、本体の計画のときは課題ごとに、また文章を作ってまいりますので、そちらで、すみ分けをさせていただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか。会長のほうから頂いている、困難な課題のコロナの文言なんですけれども、確かに、今回コロナに伴って、女性の自殺者が増加したりだとか、大変厳しい状況になっているというのは事実なんですけど、それ以前に一人親だとか、非正規雇用だとかありますので、まとめの中では、コロナについては、暴力の箇所を使わせていただいて、また、今度の計画の本体のところ、状況を見て、皆さまにコロナの言葉をどこで使おうかということのご意見を頂きたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

会 長：はい。時間が来てしまいました。では、今日ご意見を頂いたものを少し反映して、修正をしていただいて、それで議会報告までどのくらい余裕がございますか、時間的に。

事務局：2月いっぱい、資料の作成までに時間がございますので、修正したものを一度皆さまのほうに送らせていただくということによろしいでしょうか。

会 長：事務局から修正案を送っていただきますので、そこをまた読んでいただいて、チェックをしていただいて、じゃ、それをまた次に議論して、ということで、そのやり取りは事務局からしていただいて、いつまでお返事ってことをお示しいただければと思います。ちょっと時間が足りなかったようなんですが、中間のまとめ、それからアンケート、それから重点課題については、一応ここで議論を閉じたいと思っております。あと、開催日程等ですか。

3 次回開催日程等

事務局：はい。それでは、資料の4ご覧ください。令和2・3年度の葛飾区の男女平等推進審議会の開催日程案でございます。次回5回目の審議会は、3月中下旬の開催を予定しております。その前に、本日の修正部分につきましては、皆さまに資料を送らせていただいて、確認をしていただきたいと思っておりますので、作業がございますが、よろしくお願ひいたします。次回の審議会は、今回決めていただきました施策の方向に紐付く第6次計画の計画事業について、ご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

会 長：はい。ありがとうございます。次回は、計画事業について主に議論でしますが、2月中ということで、今日の議論の結果を反映した中間まとめの修正のご協力をぜひお願ひいたしたいと思っております。次回は3月下旬ごろですね。

事務局：3月中下旬ですので、よろしくお願ひいたします。

4 閉 会

会 長：分かりました。どうもありがとうございます。それでは、少しオーバーいたしました。本日の審議会の議題は終了ということで、これにて閉会させていただきます。非常に長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、ほんとにありがとうございます。どうぞ、お疲れさまでございました。閉会といたします。